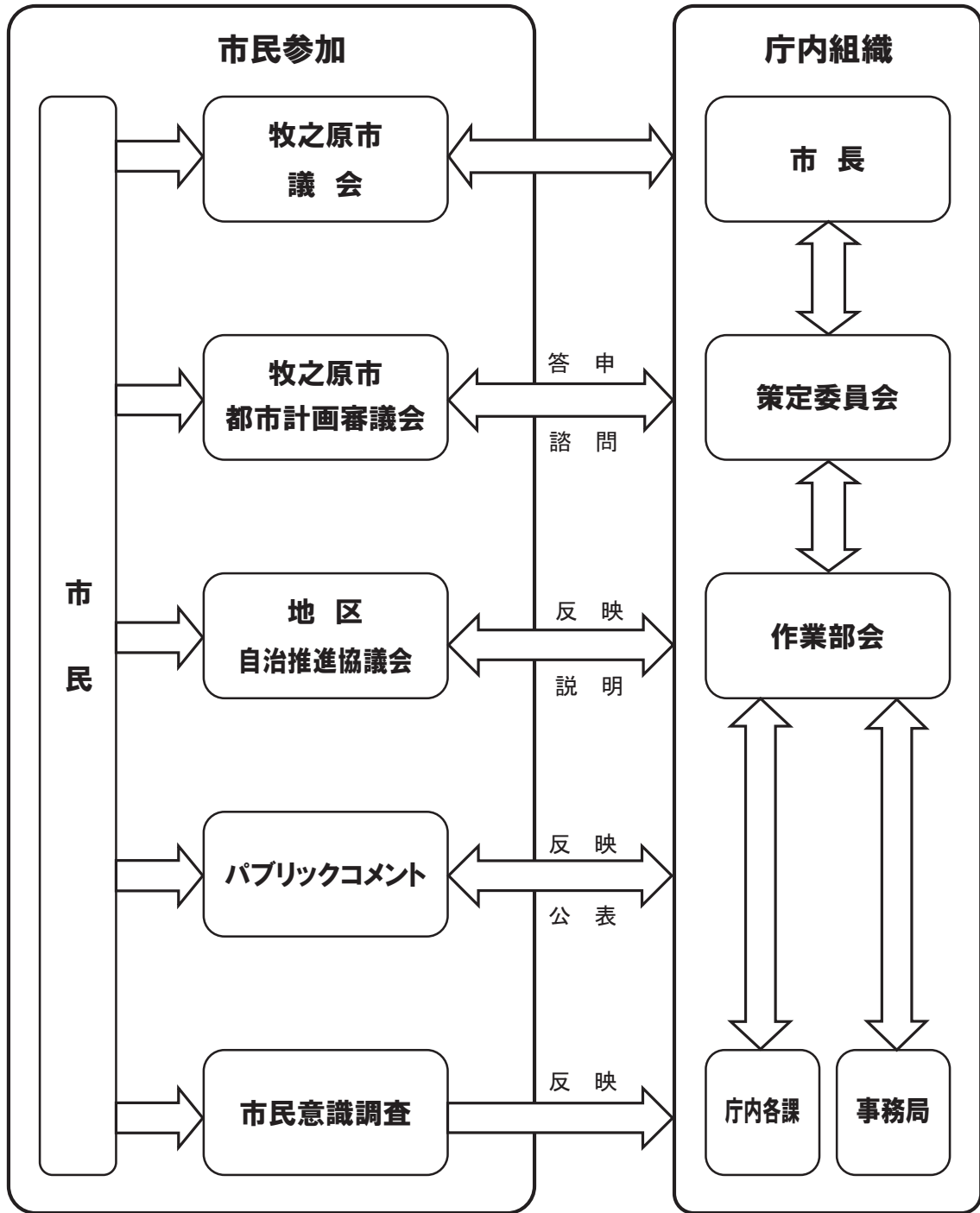


**資料**

---

# 1 策定体制

## (1) 体制図



(2) 都市計画審議会(名簿)

(敬称略)

区分(条例)	氏名	役職等
学識経験者	原間 正之	牧之原市農業委員会会長【H26.12.1 から】
	加藤 隆	牧之原市商工会会長【H27.5.21 まで】
	本杉 芳郎	牧之原市商工会会長【H27.5.22 から】
	八木 元弘	建築士会代表
	泉地 進吾	土地家屋調査士会代表
	佐藤 克昭	浜松学院大学客員教授 (経済、地域開発等)
	永田 奈央美	静岡産業大学講師(IT 関係)
市議会議員	大石 健司	牧之原市議会議員【H27.11.11 まで】
	藤野 守	牧之原市議会議員【H27.11.11 まで】
	名波 喜久	牧之原市議会議員【H27.11.11 まで】
	中野 康子	牧之原市議会議員【H27.11.11 まで】
	平口 朋彦	牧之原市議会議員【H27.11.12 から】
	植田 博巳	牧之原市議会議員【H27.11.12 から】
	鈴木 千津子	牧之原市議会議員【H27.11.12 から】
	名波 富幸	牧之原市議会議員【H27.11.12 から】
関係行政機関の職員	杉本 則尚	島田土木事務所長【H27.3.31 まで】
	井ノ口 秀彦	島田土木事務所長【H27.4.1 から】
	浅野 守	牧之原警察署長
住民代表者	水野 隆	牧之原市自治会地区長会会長 【H27.3.31 まで】
	大石 吉彦	牧之原市自治会地区長会会長 【H27.4.1 から】
	山下 久雄	牧之原市自治会地区長(相良地区)
	野田 猪三美	牧之原市自治会地区長(榛原地区) 【H27.3.31 まで】
	内藤 利春	牧之原市自治会地区長(榛原地区) 【H27.4.1 から】
	椿 美和	市民代表
	増田 千春	市民代表

### (3) 策定委員会、作業部会(名簿)

■策定委員会(平成 26 年度)

(敬称略)

策定委員会(17名)			
理事・部長職	氏名	課長職	氏名
建設理事	太田 聡	危機管理課長	飯塚 一日
政策理事	池ヶ谷 弘巳	企画課長	内山 卓也
総務部長	大石 一志	財政課長	菅沼 範彰
防災監	鈴木 精治	環境課長	長野 茂
防災まちづくり専門監(防災課長)	矢部 昇	農政課長	辻村 浩之
政策協働部長	野村 豊道	建設課長	加茂川 雅弘
市民生活部長	秋野 裕之	建設管理課長	小池 留利子
産業経済部長	横山 裕之	都市計画課長	戸塚 秀明
建設部長	丹所 正和		

■策定委員会(平成 27 年度)

(敬称略)

策定委員会(20名)			
理事・部長職	氏名	課長職	氏名
建設理事	太田 聡	防災課長	桑田 浩之
政策理事	池ヶ谷 弘巳	危機管理課長	飯塚 一日
産業政策理事	横山 裕之	企画課長	内山 卓也
総務部長	大石 一志	財政課長	辻村 浩之
防災まちづくり専門監	矢部 昇	環境課長	小関 美敏
政策協働部長	野村 豊道	農政課長	長野 茂
政策創生専門監	加藤 彰	建設部技監	望月 満
産業経済部長	小栗 弘行	建設課長	加茂川 雅弘
建設部長	丹所 正和	建設管理課長	八木 一人
		土木施設管理監	石原 直樹
		都市計画課長	戸塚 秀明

■作業部会(平成 26 年度)

(敬称略)

作業部会(14名)			
係長職	氏名	事務局	氏名
防災課防災交通係長	桑田 浩之	都市計画課都市建築係長	前田 明人
危機管理課危機管理係長	増田 典之	都市計画課主任	永野 敦嗣
企画課企画調整係長	源間 成紀	都市計画課主事	元水 俊介
財政課財政係長	藤永 直樹		
環境課環境衛生係長	本杉 裕之		
農政課農地農政係長	内藤 治彦		
建設課道路係長	竹内 英人		
建設課河川係長	大石 祥巳		
建設課維持係長	石原 直樹		
建設管理課管理係長	石神 秀洋		
都市計画課公園係長	小笠原 浩志		

■作業部会(平成 27 年度)

(敬称略)

作業部会(16名)			
係長職	氏名	事務局	氏名
防災課防災交通係長	植田 尚史	都市計画課都市建築係長	前田 里芳
危機管理課危機管理係長	増田 典之	都市計画課総括主任	永野 敦嗣
企画課企画調整係長	源間 成紀	都市計画課主事	元水 俊介
財政課財政係長	吉添 所		
環境課環境衛生係長	本杉 裕之		
環境課環境政策係長	櫻井 康章		
農政課農地農政係長	森田 克彦		
商工観光課高台開発担当	西川 浩年		
建設課道路係長	竹内 英人		
建設課河川係長	池田 武		
建設課維持係長	荒川 元喜		
建設管理課管理係長	石神 秀洋		
都市計画課公園緑化係長	小笠原 浩志		

## 2 策定経緯

実施日	会議等	主な検討内容
平成 26 年 12 月 5 日	牧之原市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少社会とこれからの静岡県の都市計画の考え方について</li> <li>牧之原市の都市計画について</li> <li>牧之原市都市計画マスタープランの策定状況について</li> </ul>
平成 27 年 1 月 19 日	平成 26 年度 第 1 回策定委員会 及び作業部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランについて</li> <li>牧之原市の現状と課題について</li> <li>全体構想たたき台について</li> </ul>
3 月 17 日	平成 26 年度 第 2 回策定委員会 及び作業部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構想たたき台について</li> </ul>
3 月 23 日	牧之原市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構想たたき台について</li> </ul>
7 月 2 日～10 日	地区別事前ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の現状・課題等について</li> <li>絆づくり事業の活動等について</li> </ul>
9 月 1 日	平成 27 年度 第 1 回策定委員会 及び作業部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構想(案)について</li> <li>地区別構想(案)について</li> </ul>
10 月 13 日～29 日	地区説明会(10 地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別構想(案)について</li> <li>10 月 13 日 細江地区</li> <li>10 月 18 日 坂部地区</li> <li>10 月 19 日 相良地区 片浜地区 勝間田地区</li> <li>10 月 26 日 菅山地区 川崎地区</li> <li>10 月 27 日 牧之原地区</li> <li>10 月 28 日 菽間地区</li> <li>10 月 29 日 地頭方地区</li> </ul>
11 月 19 日	平成 27 年度 第 2 回策定委員会 及び作業部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン(素案)について</li> </ul>
11 月 26 日	牧之原市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン(素案)について</li> </ul>
平成 27 年 12 月 21 日 ～ 平成 28 年 1 月 20 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン(原案)(意見募集)</li> </ul>
平成 28 年 1 月 20 日	平成 27 年度 第 3 回策定委員会 及び作業部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン(原案)について</li> </ul>
2 月 5 日	牧之原市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン(原案)について</li> </ul>

### 3 答申

牧 都 審 第 6 号  
平成28年 2月 5日

牧之原市長 西原茂樹様

牧之原市都市計画審議会  
会長 佐藤克昭



都市計画に関する基本的な方針について（答申）

平成28年1月27日付け牧都第238号による諮問については、平成28年2月5日に開催された牧之原市都市計画審議会において、慎重なる審議の結果、原案のとおり異議がない旨答申します。

## 4 用語解説

本計画の文中の下線.....がある語句の解説

### 【あ行】

#### イエローゾーン(津波災害警戒区域) (P37、39、57、201)

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるようにすべき区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定することができる。

#### 一般廃棄物処理計画(P80)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が定める計画。一般廃棄物の発生量及び処理の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項などを定める。

#### いのち山(P20、45、54、82、95)

江戸時代より、津波や高潮、洪水時に住民が避難するために造られた築山。東日本大震災以降は、平時は憩いの場等として利用でき、地震発生時には津波からの避難場所となる人工的に築いた築山(いのち山)の整備が進められている。

#### インバウンド(P53、58)

外から入ってくる旅行。一般的には訪日外国人旅行をいう。

#### 運動公園(P16、76)

都市公園のうち、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。

#### エリアマネジメント(P192)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

### 【か行】

#### 海岸保安林(P45、54、82)

飛砂防備、潮害防備、防風などを目的とする保安林に指定されている海岸部の森林。

#### 海岸保全区域(P12)

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を保護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域。海岸法に基づき都道府県知事が指定し、海岸管理者が管理する。

#### 街区公園(P16、76)

都市公園のうち、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

#### 概成済延長(P13)

改良済み以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する道路)の延長。

#### 改良済延長(P13)

道路用地が計画幅員どおり確保され一般の通行の用に供している道路延長。

#### 合併処理浄化槽(P17、78、93、191)

風呂や台所排水などの生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから小さな集落などでの生活排水処理の有効な方法。

#### 基幹事業(P199)

ここでは、社会資本整備総合交付金において位置づけられている基幹事業をいう。道路事業、港湾事業、都市再生整備事業などが該当。

#### 絆づくり事業(P99、190、191、192)

牧之原市において進められている、地域の課題や発見の解決に向け、地域と行政が一緒になって対話をしながらまちづくりを進める取組。市内 10 の地区自治推進協議会の単位ごとに取り組んでいる。

#### 漁港区域(P11)

漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な推進、漁港の適正な維持管理等を図るため、漁港漁場整備法に基づき指定される区域。



## 居住誘導区域(P37、196)

生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導し、人口密度を維持する区域として立地適正化計画において定める区域。

## 急傾斜地崩壊危険区域(P63、84)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する区域。急傾斜地(斜面の勾配が30度以上、がけ高が5m以上)で崩壊する恐れがあり、保全対象人家戸数が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある)の地区の周辺区域。

## 近隣商業地域(P9)

12種類の用途地域の一つ。商店街、鉄道駅周辺や郊外の小規模な商業地等近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする店舗等の立地を図る地域。生活に密着した商業施設等の利便の増進と住居の環境の保護の共存を図る。

## 計画決定(P13、16、17、67、78)

ここでは都市計画決定のことをいう。都市計画法に規定された土地利用(地域地区等)や都市施設等の都市計画について、都市計画法に規定された手続きに基づき決定すること。

## 景観計画(P40、46、85、97、196)

景観行政団体が、景観法に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」のこと。対象とする区域(景観計画区域)、良好な景観の形成に関する基本的な方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針などを定める。

## 景観行政団体(P24、46、85)

景観計画の策定や景観計画に伴う措置等景観法に基づく景観行政を担う地方公共団体。指定都市、中核市、都道府県知事と協議をして景観行政を実施する市町村及び特別区をいう。それ以外の区域は都道府県が景観行政団体となる。

## 景観条例(P46、86、97、196)

美しい町並み・良好な都市景観等を形成し保全することを目的とし、都道府県及び市町村が制定する条例。景観法が施行されて以降、景観計画を推進していくために必要な事項を定められることが多い。

## 景観法(P24、40、46、85、196)

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念や国民・事業者・行政の責務を明確にするとともに、景観計画の策定、行為の制限など良好な景観を形成するための規制の仕組み、税・財政上の支援措置を規定する部分などで構成されている。

## 景観緑三法(P40)

平成16年度の「景観法」制定に併せ改正された「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称のこと。

## 県立自然公園(P12、24、54、85)

県内にある優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養などに資することを目的として、自然公園法に基づき県知事が指定し、県が管理する公園。

## 公共施設等総合管理計画(P31、38、202)

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、長期的な視点のもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するため、都道府県、市町村が策定する計画。

## 工業専用地域(P9、52、53、61)

12種類の用途地域の一つ。計画的に開発された工業団地など工場に特化した土地利用を誘導し、住宅や店舗などの混在を排除する工業地。

## 工業地域(P9、52、53)

12種類の用途地域の一つ。工場に特化した土地利用を誘導する区域で区域内の工場の利便を増進するための従業員住宅や食堂、小売店舗等を排除することが不相当と認められる地域。

## 工業等導入地区(P61)

農村地域工業等導入促進法に基づき、農村地域工業等導入実施計画を策定する地区。工業等を導入することにより、その周辺の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれることなどの要件に該当する地区。

## 合計特殊出生率(P49)

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生に産む子どもの平均数。

## 港湾区域(P11)

港湾法で定める手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者の権限の及びうる範囲として認可した水域。その範囲は、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域とされている。

## 国勢調査(P4、5)

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査のこと。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施される。調査結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、様々な施策の計画策定などに利用される。

## 国土利用計画(P1、37)

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について土地の利用に関する基本的事項について定める計画。国や県、市町村の土地利用に関する計画の基本となる。

## 国立社会保障・人口問題研究所(P49)

厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。社会保障と人口問題の政策研究を行っている。

## 子ども子育て支援新制度(P89)

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。認定こども園の普及、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実など質の高い幼児期の学校教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業を推進する制度。

## コンパクトシティ(P37、50)

人口減少、高齢化が進むことが予測される中で市町村において、中心部への居住や公共施設、商業施設等の各種機能の集約等により高齢者等が歩いて生活できるコンパクトなまちのこと。

## コンパクト+ネットワーク(P196)

平成26年7月に公表された「国土のグランドデザイン 2050」において、基本コンセプトとして位置づけられたキーワード。住宅及び医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を都市の中心部等に集約するとともに、これと連携して公共交通ネットワークの再編等により、その沿線地域等とのネットワークを形成する。

## 【さ行】

### 災害廃棄物処理計画(P39、80、83)

環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき都道府県及び市町村が策定する計画。地震・津波災害、土砂災害等に対し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項等を定める。

### 砂防指定地(P63、84)

砂防法に基づき国土交通大臣が指定する区域。国土の保全のため、下流域への土砂の流出を防ぐための砂防設備を設置する必要のある土地及び山地の荒廃を防止するため一定の行為を禁止若しくは制限する必要のある土地。

### 市街地開発事業(P1、194)

都市計画法第12条に位置づけられた土地区画整理事業、市街地再開発事業などの6つの事業。

### 市街地再開発事業(P199)

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ。都市再開発法に基づき市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

### しずおかアダプト・ロード・プログラム(P68、192)

静岡県で行っている取組。家の周囲や道路・公園・海岸などの美化に努める住民活動と団体を広くアピールし、みんなが参加しやすいようにサポートする仕組み。自治体は地域のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校等をプログラムの活動団体として認証した上で同意書を交わし、一定区間の清掃美化を任せ、その活動を支援する。

### 静岡県第4次地震被害想定(P20、59)

国が実施した南海トラフ巨大地震被害想定を踏まえ、レベル1、レベル2の地震・津波等に対し、静岡県が作成した地震被害想定。(震度、津波の高さ、人的被害、物的被害等)

### 地すべり防止区域(P84)

地すべり等防止法に基づき指定される区域。国土交通大臣等が地すべり災害から国土の保全等を図るため、地すべりを起こしている土地又は地すべりを起こす恐れがきわめて大きい土地において指定する。

## 自然公園法(P196)

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養などに資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の指定などについて定める。

## 指定管理者制度(P202)

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

## し尿処理施設(P80、94)

家庭や事業所から収集されたし尿と浄化槽汚泥を処理する施設。

## 地元購買率(P7)

消費者が居住する地域で買物する割合。

## 社会資本整備総合交付金(P199)

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かすことができる総合的な交付金として平成 22 年度に創設。

## 就業人口(P6)

常住地による就業者数のこと。例えば、牧之原市に住み、職業に従事している人口。牧之原市から他市町に通勤している人を含む。

## 従業人口(P6)

従業地による就業者数のこと。例えば、牧之原市内の就業の場で職業に従事している人口。他市町から牧之原市に通勤している人を含む。

## 純移動率(P49)

ある期間における、転入・転出による移動者数の比率。

## 準工業地域(P9)

12 種類の用途地域の一つ。環境の悪化をもたらす恐れのない工場の立地を許容する地域。地場産業等の職住が近接した軽工業の操業環境と住居の環境の保護と共存を図る地域など。

## 準都市計画区域(P8、9、58、62、91、194)

都市計画区域外の区域で、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について市町村が指定する区域。

## 準防火地域(P8、9)

都市計画法に基づく地域地区の一種であり、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。準防火地域内では、大規模な建築物は耐火建築物、それ以外の一定規模以上の建築物も耐火建築物・準耐火建築物にしなければならない。

## 準用河川(P3、78、84)

一級河川、二級河川以外の河川で市町村が指定したもの。河川法の二級河川に関する規定が準用される。

## 商業地域(P9)

12 種類の用途地域の一つ。中心市街地の業務地、商業地、娯楽地、主要駅周辺地域、中心市街地に準ずる拠点となる地域のうち都市機能が高度に集中している地域、これらの機能の利便を増進する必要がある地域など。

## 将来人口フレーム(P49)

将来(目標年次)における人口の概ねの推計値。

## 人口置換水準(P49)

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準。国立社会保障・人口問題研究所で算出。

## 人口減少社会(P37、42、47、50、57、194)

出生率の低下、未婚化、晩婚化などを背景に人口が減少し続けている状況。日本全体では、平成 17 年に人口減少に転じたと言われている。今後も減少を続け、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成 24 年1月)」の出生中位・死亡中位の推計によれば、平成 42 年に1億 1,662 万人、平成 60 年には1億人を下回ると推計されている。

## 人口集中地区(=DID=Densely Inhabited District)(P5)

「国勢調査」の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の区域内で人口密度の高い調査区(原則として 1km<sup>2</sup> 当たり人口密度が約 4,000 人以上)が隣接して連坦する、全体の人口が 5,000 人以上となる区域。DID ともいう。

## スマートコミュニティ(P88)

電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの面的利用や地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システム概念。

## 総合計画(P1、48)

地方自治体が、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために策定する計画。自治体が策定する全ての計画の基本となる計画で、まちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示す。牧之原市では、牧之原市自治基本条例第15条に基づき策定されている。

## 【た行】

### 第1種住居地域(P9)

12種類の用途地域の一つ。既成市街地であって、中規模店舗、飲食店、事務所、小規模作業所等が混在するが住居の環境を保護する地域。

### 第1種低層住居専用地域(P9、59)

12種類の用途地域の一つ。低層住宅の専用地域として良好な住居の環境を有する住宅地の形成を図る地域。小規模な店舗等併用住宅、幼稚園や小中学校などの立地は許容される。

### 第2種住居地域(P9)

12種類の用途地域の一つ。既成市街地にあって、住居の環境を保護しながら、店舗、飲食店、事務所、小規模作業場の混在を許容あるいは誘導する地域。

### 第2種中高層住居専用地域(P9)

12種類の用途地域の一つ。中高層(4階建以上)を含む住宅地において、住民の日常生活の利便から中高層住宅地内で中規模な店舗及び事務所等の立地を許容する地域。

### ため池(P20、84、95)

降水量が少なく流域の大きな河川に恵まれない地域などで農業用水を確保するために水を貯え、取水ができるよう人工的に造成された池。農業用水としてだけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、住民の憩いの場の提供など多面的な機能を有している。

### 男女協働サロン(P20、190、191)

牧之原市自治基本条例により位置づけられた自由な立場でまちづくりについて意見交換できる対話の場。

### 単独処理浄化槽(P78)

し尿だけしか処理できない浄化槽。風呂や台所排水などの生活排水とし尿をあわせて処理する合併処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて少ない。平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止されている。

## 地域森林計画対象民有林(P11、43)

森林法に基づき、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進するため都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林。

### 地域制緑地(P194)

緑地の保全や緑化を推進するため、法律や協定、条例などに基づき一定の地域を指定し、その土地利用や開発等を抑制する緑地。風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、保安林、緑地協定(都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する)などが含まれる。

### 地域防災計画(P20、39)

災害対策基本法に基づき作成する計画。市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等について、市、防災関係機関、市民、事業所等の果たすべき責務や役割を定めている。

### 地区計画(P1、58)

都市計画法に基づくまちづくりの制度の一つ。住民の生活に身近な地区を単位とし、地区の良好な環境や景観等の保全・形成を図ることを目的に地区住民等の意見を反映しながら、地区づくりの目標やルール(道路や公園などの配置、建築物の用途や形態など)を定める計画。

### 地区公園(P16、76)

都市公園のうち、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

### 地方都市リノベーション事業(P199)

平成24年度に都市再生整備計画事業を拡充し、地方都市リノベーション事業が創設。地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を図りつつ持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域の生活に必要な都市機能(医療・福祉、商業等)の整備・維持を重点的かつ集中的に支援することにより、地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする事業。

### 鳥獣保護区(P12)

鳥獣の保護の見地から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定される区域。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。

### **津波災害警戒区域(イエローゾーン) (P37、39、57、201)**

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるようにすべき区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県知事が指定することができる。

### **津波災害特別警戒区域(P201)**

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制をかけ、住民等が建築物の中にも津波を「避ける」ことができるよう指定する区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県知事が指定する「オレンジゾーン」とオレンジゾーンの中に地域の選択として住宅等の建築並びのそのための開発行為を市町条例により規制の対象に追加する「レッドゾーン」がある。

### **津波防災住宅等建設区制度(P201)**

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例制度。

### **津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)(P201)**

津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町村が作成することができる計画。ハード・ソフト施策を組み合わせ合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示すもので、推進計画内における津波防護施設の整備や特別の措置を設けることが可能。

### **津波防災地域づくりに関する法律(P37、39、196、201)**

津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等について定めた法律。

### **津波防災まちづくり計画(P20、82、99)**

最大級の津波が到来しても住民全員が助かるために、牧之原市において沿岸部 5 地区(相良・片浜・地頭方・川崎・細江地区)の地域住民が県や市、関係機関とともにワークショップ形式で意見交換を行い、その地区の実情や課題に沿って作り上げた計画。各地区における避難場所や避難路などの施設整備や日ごろからの防災意識、対策をまとめたもの。

### **低炭素社会(P32、87)**

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの 1 つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

### **低炭素まちづくり計画(P40、198)**

都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)に基づき市町村が定めることができる計画。都市の低炭素化に向けた取組を後押しし、民間投資を促進するため、市町村が目指すビジョンや具体的な取組を示す。

### **T.P.(P20)**

東京湾平均海面(Tokyo Peil)のこと。日本の土地の高さ(標高)は、東京湾平均海面を基準(標高0m)として測られる。

### **東遠広域施設組合(P80、94)**

牧之原市(旧相良町地区)と御前崎市、菊川市、掛川市(旧大東町地区、旧大須賀町地区)の広域的なサービスを提供するために運営されている組織。組合が行っている事業には、し尿処理施設、多目的広場がある。

### **東海地震(P20)**

駿河湾から静岡県の内陸部を震源域とするマグニチュード8クラスの巨大地震。昭和 51 年8月に東京大学理学部の石橋助手(当時)が東海地震説を発表。その発生の切迫性が指摘されている。

### **TOUKAI-O(P20、83)**

トウカイゼロ、倒壊0を目指す静岡県の事業。昭和 56 年 5 月以前に建設された旧建築基準の木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため、静岡県が立ち上げた木造住宅の耐震化プロジェクト。耐震診断から耐震補強まで一貫した補助制度のほか、耐震技術の紹介、民間建築団体の組織化、様々な広報啓発など総合的な取組みが行われている。

### 特殊公園(P16、76)

都市公園のうち、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。

### 特別緑地保全地区(P75、93、194)

都市緑地法に基づき、都市の無秩序な市街化の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全を図ることを目的に指定する区域。都市計画法に定める地域地区の一つ。

### 都市機能誘導区域(P37、196)

医療・福祉・商業等の都市機能を集約し、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域として、立地適正化計画において定める区域。

### 都市計画区域(P8、58、62、194)

都市計画法の規定により都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域。農林漁業との調和を図りながら、健全で機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために指定する区域。

### 都市計画区域マスタープラン(P1、48)

都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいう。都道府県が都市計画区域ごとに策定する計画で、区域区分の決定の有無や土地利用、都市施設、市街地開発事業等の主要な都市計画の決定の方針などを定める。

### 都市計画公園(P16、45、75)

都市計画法に基づき、あらかじめ都市計画決定された公園。

### 都市計画提案制度(P195)

地区住民等のまちづくりに関する取組を都市計画に取り込んでいくために都市計画法に位置づけられている制度。土地所有者やまちづくりNPO、まちづくり協議会、まちづくりのための開発事業の経験と知識のある団体などが、一定の条件を満たしたもとで県や市に対して都市計画の決定・変更の提案をすることができる。

### 都市計画道路(P13、44、67、194)

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するなど都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

#### 【都市計画道路の名称番号等について】

【例】 3・5・12 山の手幹線

↓ ↓ ↓

区分 規模 一連番号

区分1	自動車専用道路
区分3	幹線街路に相当するもの
区分7	区画街路
区分8	特殊街路の内、もっぱら歩行者、自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路（歩行者専用道、自転車道、自転車歩行者道）
区分9	特殊街路の内、もっぱら都市モノレール等の交通の用に供する道路（都市モノレール専用道等）
区分10	特殊道路のうち、主として路面電車の交通の用に供する道路（路面電車道）

規模1	幅員 40m以上のもの
規模2	幅員 30m以上 40m未満のもの
規模3	幅員 22m以上 30m未満のもの
規模4	幅員 16m以上 22m未満のもの
規模5	幅員 12m以上 16m未満のもの
規模6	幅員 8m以上 12m未満のもの
規模7	幅員 8m未満のもの

### 都市計画マスタープラン(P1、37、48、189)

都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をいう。市の都市計画、まちづくりに関する基本となる計画であり、市の目指すべき将来像や土地利用、道路、公園などの分野ごとの基本的な方針を示す。

### 都市下水路(P17、78、84)

都市計画法に基づく都市施設の一つ。主として市街地の雨水を排除し、浸水防除することを目的とする市町村が管理する下水道。

### 都市公園(P16、41、75)

都市計画法に規定されるもので地方公共団体又は国が設置する都市計画施設である公園又は緑地及び都市公園法において設置する公園又は緑地。

### 都市再生整備計画(P199)

都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する計画。地域の創意工夫を反映した総合的なまちづくりの計画であり、計画に基づき実施される事業等に対しては社会資本整備総合交付金が交付される。

### 都市再生整備計画事業(P199)

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。都市再生特別措置法に基づき市町村が都市再生整備計画を作成し、計画にもとづき実施される事業。

### 都市再生特別措置法(P37、196、199)

経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応し、都市の再生を図るために制定された法律。都市再生の推進に関する基本方針等を策定するとともに、都市再生の拠点として緊急に整備すべき地域における民間都市再生事業計画の認定制度の創設、都市再生緊急整備地域等の都市計画等の特別措置の創設等について定められている。平成26年8月に法律の一部が改正され、立地適正化計画の作成等について定められた。

### 都市施設(P1、13、36、37、42、52、56、91、99、190、202)

道路、公園、緑地、下水道など都市計画法第11条第1項各号に規定されている施設。快適な都市生活と機能的な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設。

### 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)(P40、198)

人口減少や高齢化の進展、市街地の拡大に伴い整備してきた都市基盤等の管理・更新コストの課題に加え、深刻化する地球環境問題などを背景にコンパクトなまちづくりに取り組む第一歩として制定された法律。都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の策定等について定める。

### 都市緑地(P76)

都市公園のうち、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。

### 土砂災害警戒区域(P39、63)

土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、都道府県知事が指定する区域。急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生するおそれのある区域。

### 土砂災害特別警戒区域(P84)

土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、都道府県知事が指定する区域。急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合、住宅等の建築物が倒壊し住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域。

### 土石流危険渓流(P84)

土砂災害危険箇所の一つ。国土交通省(当時は建設省)の調査要領、点検要領に基づき都道府県が実施した調査により、都道府県が土石流被害をもたらすおそれがあると判断した渓流。

### 土地区画整理事業(P12、199)

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更と土地の活用に必要な道路や公園等の公共施設の整備を一体的に進める事業。

## 【な行】

### 内水氾濫(P57、78、84)

大雨等により川の水位が上昇し、排水路等だけでは低地に降った雨の排水処理が困難となり引き起こされる浸水被害。

### 南海トラフ巨大地震(P20、79)

南海トラフ沿いで発生すると想定されるマグニチュード9程度の最大クラスの地震。平成23年8月に設置された「南海トラフ巨大地震モデル検討会」において検討された。

### 二級河川(P3、78、84)

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川のうち都道府県知事が指定したもの。河川法の二級河川に関する規定が適用される。

## 認定こども園(P89、97)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

## 農業集落排水(P17、78)

農業用排水施設の機能維持及び農村の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設。

## 農業振興地域(P10)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が指定する地域。

## 農業振興地域の整備に関する法律(P196)

総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする法律。農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画などについて定める。

## 農村地域工業等導入促進法(P61)

農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従って導入される工業等に就業することを促進することを目的とする法律。農村地域工業等導入基本方針、農村地域工業等導入基本計画、農村地域工業等導入実施計画などについて定める。

## 農用地区域(P10、43)

将来にわたり農業生産の基盤として利用されるべき土地の区域。農業振興地域整備計画において定められ一般的に「青農地」と呼ばれる。

## 【は行】

## バイオマス(P81、88)

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいる。また、そのような資源から作られるエネルギーや燃料のことを指す場合もある。バイオマスを用いた燃料は、バイオ燃料またはエコ燃料と呼ばれ、エネルギー資源として利

用できる生物体(植物、動物等)やふん尿などを燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などにされている。

## バリアフリー法(P41、89)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のこと。高齢者や障害者が自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設や車両等道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対しバリアフリー基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区などにおいて重点的かつ一体的なバリアフリー化を進める措置などを定めている。

## PFI(P202)

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施する。

## 避難地(P45、75、95)

主に警戒宣言が発令された時、津波、浸水、山・がけ崩れ等の危険から逃れるための事前避難先(屋外)。

## 避難地公園(P75、93)

大規模な災害から一時的に逃れる場所を「指定緊急避難場所」(避難地)として指定しているが、そのうち、いくつかの公園が対象避難地となっている。

## 風致地区(P75、93、194)

都市計画区域、準都市計画区域内にある良好な風致の維持を目的に指定する地区。都市計画法に定める地域地区の一つ。

## 保安林(P11)

森林法に基づき、水源の涵養、土砂の崩落その他の災害の防備、生活環境の保全形成等の公益目的を達成するために伐採や開発に制限を加える森林。

## 放課後児童クラブ(P89、97)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童において、放課後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。(牧之原市では、平成28年度よりポイント制により小学6年生までを対象とする。)



## 防災公園(P20、75、93、95)

災害時における地域の防災性を強化し、市民の生命、財産を守るため、避難地、避難路等として機能する公園。一時避難に必要なスペースや水関連施設、トイレ、情報関連施設、照明施設、備蓄倉庫などを備えるものとされている。

## 【ま行】

### まきのはら協働プロジェクト(P190)

牧之原市において進められている、市民と協働によるまちづくりを進めるために市民の力を発揮するための仕組みづくりと人づくりのプロジェクト。「まきのはら協働推進会議」、「まちづくり協働推進リーダー認定コース」など様々な取組が行われている。

### 牧之原市エネルギータウン構想(P87、97)

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故以降、電力供給不足問題等に対し、エネルギー構造の再構築や効率化を推進する必要性が高まる中、牧之原市において再生可能エネルギーである太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーを活用するために策定した計画。「牧之原市地域新エネルギービジョン」、「地域新エネルギー詳細ビジョン」、「牧之原市バイオマスタウン構想」を一本化し策定。

### 牧之原市御前崎市広域施設組合(P17、80、94)

御前崎市と牧之原市(旧相良町地区)の広域的なサービスを提供するために運営されている組織。組合が行っている事業には、ごみ処理施設、火葬場、ごみ処理施設の余熱を利用した休養施設がある。

### 牧之原市自治基本条例(P190)

牧之原市のまちづくりに関して基本的な事項を定めた条例。

### 牧之原市津波防災まちづくり戦略プラン(P20、82)

静岡県第4次地震被害想定に基づき、被害を可能な限り減らすための基本目標や具体的な対策等を取りまとめた牧之原市における計画。

### まちづくり交付金制度(P199)

都市再生整備計画に基づく都市再生整備事業に対し交付金を交付する制度として平成16年度に創設。平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合された。

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(P38、49)

まち・ひと・しごと創生法に基づき平成26年2月に国が策定(閣議決定)。人口減少と地域経済の縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環を基本的な考えとし、2015年度を初年度とする今後5ヶ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめたもの。国の総合戦略を踏まえ、都道府県、市町村において地方版総合戦略が策定される。(牧之原市は平成27年3月に策定)

### みどりの防潮堤(P54、64、82、95)

コンクリート製の防潮堤陸側に土を持って補強し、より津波に対して強く壊れ難くするとともに、盛土部分に海岸保安林と併せて植林を行うことで景観にも配慮した防潮堤。

### 緑の基本計画(P75、93)

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的にした計画。平成6年の「都市緑地保全法」改正に伴って創設。市町村が主体となって「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(略して緑の基本計画)を定めることができる。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン(P41、76、89、97)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

### 用途地域(P1、8、43、52、57、59、67、91、194)

都市計画法に基づく地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市のめざすべき市街地像に応じて、住宅地、商業地、工業地などの用途別に指定する12種類の地域の総称。用途地域に応じた適正な土地利用を誘導するため、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さの制限などを定める。

### 吉田町牧之原市広域施設組合(P17、80、94)

吉田町と牧之原市(旧榛原町地区)の広域的な行政サービスを提供するために運営されている組織。組合が行っている事業には、し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場、学校給食共同調理場がある。

## 【ら行】

### 立地適正化計画(P37、57、196、198)

人口減少、少子高齢化が進行する中で国による都市再生特別措置法の改正(平成26年8月1日施行)に伴い、市町村が都市全体の観点から居住機能や医療・福祉施設、商業施設等の都市機能の立地誘導を図り「コンパクトなまちづくり」を進めるために定める計画をいう。市町村都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている。

### リバーフレンドシップ(P79、191)

ここでは、静岡県リバーフレンドシップのことをいう。住民、利用者等がリバーフレンドシップ(川のともだち)となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行うことにより、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取組。静岡県や市町が連携して活動団体の取組を支援している。

### 臨港地区(P8、9)

都市計画法に基づく地域地区の一つであり、港湾を管理運営するため定める地区。港湾管理者は臨港地区区内において、商港区、工業港区、漁港区などの分区を指定し、条例により土地利用の規制を行うことができる。

### レベル 1(P20、64、82)

駿河トラフ・南海トラフ沿いの地域において想定される東海地震・東南海地震・南海地震とそれらが連動するマグニチュード 8.0～8.7 程度のクラスの地震・津波。発生頻度は比較的高く(約 100 年～150 年に1度)、発生すれば大きな被害をもたらす。

### レベル 2(P20、21、22、59、82)

駿河トラフ・南海トラフ沿いの地域において想定される、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(マグニチュード 9.0 程度の南海トラフ巨大地震)。発生頻度は極めて低いが(千年から数千年に1度)、発生すれば甚大な被害をもたらす。

### 6次産業化(P58)

農業者(第1次産業従事者)が、これまでのように農産物生産者としてだけでなく、自ら加工(第2次産業)や流通・販売(第3次産業)に取り組む経営の多角化を進めることをいう。